

# **奈良県DMAT運用マニュアル**

令和6年3月 改訂版

奈良県

## 目 次

I はじめに	1
II DMA Tの標準的運用体制	2
III 県内局所集団災害時における初期対応	6
IV SCU設置手順	8
V その他	9
VI 奈良DMA T出動フロー図	9
VII DMA T自動待機基準（参考）	10

## 資 料

資料1 DMA T指定病院一覧	20
資料2 災害拠点病院一覧	21
資料3 関係機関一覧	22
資料4 奈良DMA T連絡先一覧	25
資料5 DMA T現場携行用医療資機材、医薬品等一覧	26
資料6 SCU設置予定箇所及び資機材一覧	34
資料7 奈良DMA T設置運営要綱	42
資料8 奈良DMA T運用計画	46
資料9 マニュアル様式	50

## I はじめに

### 1 目的

このマニュアルは、奈良DMA T設置運営要綱（以下「DMA T運営要綱」という。）に基づき活動する災害派遣医療チーム（以下「DMA T」という。）に関して出動要請等に係る具体的な手順等を定め円滑な運用を図ることを目的とする。

### 2 関係機関

- |               |                 |
|---------------|-----------------|
| (1) DMA T指定病院 | <b>資料1</b> のとおり |
| (2) 災害拠点病院    | <b>資料2</b> のとおり |
| (3) 関係機関      | <b>資料3</b> のとおり |

### 3 DMA Tの概要

#### (1) DMA T

DMA Tは、地震、台風等の自然災害や、航空機、列車事故等の大規模事故、新興感染症等のまん延などの災害発生時に迅速に現地に駆けつけ、緊急医療を施す医療チームで、災害発生後の概ね48時間以内の初期段階における急性期の医療救護活動を行う。

#### (2) チーム編成等

DMA Tは、DMA T指定病院（以下「指定病院」という。）に所属しているDMA T研修を修了したDMA T登録者により編成されることを原則とし、医師・看護師・業務調整員等により基本的に1チーム4名の構成で活動を行う（医師1名、看護師2名、業務調整員1名）。

DMA Tの編成等は、活動に支障がない範囲において、状況に応じて柔軟に対応することができる。

なお、1指定病院内でDMA Tを編成できない場合は県内の他の指定病院のDMA T隊員とともにDMA Tを編成する場合がある。

#### (3) ユニフォーム

DMA Tは、被災地等において他の医療機関がDMA Tであること及び医師、看護師等の職種が判別できるよう、ワッペンを貼付したユニフォームを着用するものとする。

#### (4) DMA Tの標準的装備等

DMA Tの標準的装備等については、概ね次のとおりである。

##### 携行医療資機材、医薬品

携行医療資機材は（資料5）が基本となる。

医薬品は（資料5）が基本となる。

##### その他の装備

- ・安全装備

災害現場等において自身を保護するため、必要に応じ安全装備品を装着する。

【安全装備】

ヘルメット、ゴーグル、防塵マスク、ひじ当て、すね当て、手袋、安全靴等

・通信機器

派遣先において、自己所属医療機関及び災害対策本部等との連絡体制、活動中における隊員相互の連絡体制を確立するため、通信機器を装備する。

【通信機器】

衛星携帯電話 1台／1チーム トランシーバー 1台／隊員

(5) 活動中の事故に対する補償

出動したDMA Tの活動における事故等に対応するため、県は隊員の傷害保険等に加入する。

## II DMA Tの標準的運用体制

### 1 待機

DMA Tの待機は、出動することを前提とした体制確保であり、大規模地震等による広域災害発生に伴う自動待機及び県からの要請に基づく待機がある。

待機は、県内の運用可能な全DMA Tを組織的かつ効率的に活用するための初期体制である。

DMA T及び指定病院は、待機の状態においては、出動の準備を行うとともに、災害の情報収集に努める。

(1) DMA Tの自動待機について

- ①奈良県内で震度5強以上の地震が発生した場合
- ②近畿ブロック（兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、和歌山県）及び、隣接県（三重県）で震度6弱以上の地震が発生した場合、特別警報が発出された場合
- ③中部ブロック（富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県）及び中国ブロック（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）、四国ブロック（香川県、愛媛県、徳島県、高知県）で震度6強以上の地震が発生した場合
- ④その他の地域で震度7の地震が発生した場合、大津波警報が発表された場合
- ⑤前各号に掲げるほか、奈良DMA Tが出動を要すると判断するような災害が発生した場合

(2) 上記(1)以外の待機について

県地域医療連携課（以下「地域医療連携課」という。）は、DMA T運営要綱第8条の出動基準に該当することが見込まれる場合は、指定病院に対してDMA Tの待機を要請する。

待機要請は各指定病院、DMA Tチームリーダー等への電話または電子メール、

システムによる一斉送信等の方法で行う。

### (3) 待機の方法

DMA T隊員は、待機の必要があるときは、所属する指定病院に参集する。

DMA T隊員は必要に応じ、「広域災害救急医療情報システム（EMIS）」への入力を行う。

ただし、指定病院の長がその必要がないと認めたときは、自宅待機とすることができるが、必要に応じ直ちに参集できる体制とすること。

### (4) 出動準備

指定病院は、DMA Tが待機を開始したときは、DMA T出動のための体制を整える。

① 移動手段の確保

② 装備品の確認

③ DMA T出動に伴う当該指定病院内における本部機能の立ち上げ準備

### (5) 待機の解除

DMA Tの待機解除については、厚生労働省及びDMA T事務局が解除する。

## 2 出動

県内大規模災害時においては、DMA Tによる医療救護活動の要否判断及び効率的なDMA Tの活用を図る必要があることから、市町村災害対策本部等からの情報収集に基づき、DMA Tの出動先及び出動数を地域医療連携課が調整する。

また、県外大規模災害時においても、被災都道府県等からのDMA Tの出動要請に対応できるよう地域医療連携課が調整する。

調整にあたっては、県があらかじめ指定した者（災害医療コーディネーター）の助言を求めることが可能とともに、各種調整を依頼することができる。

災害医療コーディネーターは、必要に応じて県福祉医療部内にて助言及び調整を行うことができる。

### (1) DMA T出動要請の手順

- ① DMA T運営要綱第8条に該当する場合、知事が、指定病院の長に対してDMA Tの出動を要請するとともに奈良DMA T出動要請書（マニュアル様式1）を送付する。
- ② 指定病院の長は、出動基準に該当すると判断した場合、知事の要請を待たずに出動させることができる。
- ③ DMA Tが出動した場合は、速やかに知事に報告するとともに奈良DMA T出動報告書（マニュアル様式2）を送付する。

【県内大規模災害発生時】 手順書1 のとおり

【県外大規模災害発生時】 手順書3 のとおり

### (2) 関係機関との調整

- ① DMA T出動に係る関係機関との調整は、原則として地域医療連携課が行う。
- ② DMA Tの補充及び他都道府県へのDMA Tの応援要請についても、DMA T調整本部からの情報収集を基に、原則として地域医療連携課が行う。
- ③ 指定病院は、出動要請に基づき出動したDMA Tから活動状況等の報告を受けたときは、地域医療連携課に伝達する。

#### (3) 移動用車両

- ① DMA Tが移動に際して使用する車両は、原則として自院において調達する。
- ② 病院の公用車等をDMA Tが移動に際して使用する場合は災害時緊急通行車両として事前に奈良県公安委員会に届け出を行い、緊急通行車両等事前届出済証を受領しておくことが望ましい。
- ③ 地域医療連携課は、陸上での移動が適当ではないと認めるときは、ヘリ等による移動手段を調達するよう努める。

※奈良県災害対策本部が設置されている場合は、地域医療連携課に代わり上記調整を行う場合がある。

### 3 活動

DMA Tの活動内容は、概ね次のとおりである。

#### (1) DMA T活動拠点本部（現地の災害拠点病院等に設置）での活動

- ① DMA Tは、DMA T活動拠点本部に到着したときは、次の報告を行う。
  - ア) DMA T活動拠点本部に所属病院名及び隊員数を報告
  - イ) 所属病院にDMA T活動拠点本部への到着及び現地災害状況を報告
- ② DMA Tは、DMA T活動拠点本部又は統括DMA T登録者の指示に基づき、以下の（2）～（4）の場所に出動し医療支援活動を行う。
- ③ 当該DMA Tが最先着隊のときは、DMA T活動拠点本部の当面の責任者として次の業務を担当する。  
なお、統括DMA T登録者が後着したときは、指揮権等を移譲する。
  - ア) 本部機能の立ち上げ
  - イ) 災害情報の収集、伝達
  - ウ) 各DMA Tの業務に係る調整（現地活動、域内搬送、病院支援の割り振り等）
  - エ) 必要な資機材の調達に係る調整
  - オ) 災対本部及び関係機関との連絡調整
  - カ) 後着隊の活動指示及び他医療チーム（医師会・日赤等）との調整

#### (2) SCUでの活動

- ① DMA Tは、DMA T・SCU指揮所に到着したときは、次の報告を行う。
  - ア) DMA T・SCU指揮所に所属病院名及び隊員数を報告
  - イ) 所属病院に出動先への到着及び出動先の状況を報告
- ② DMA Tは、DMA T・SCU指揮所又は統括DMA T登録者の指示に基づき、医療支援活動を行う。

- ③ 当該DMA Tが最先着隊のときは、DMA T・SCU指揮所の責任者として次の業務を担当する。

なお、統括DMA T登録者が後着したときは、指揮権等を移譲する。

ア) 本部機能の立ち上げ

イ) DMA T現地本部との連絡調整

ウ) 医療救護活動に必要な情報収集

エ) 後着隊の活動指示及び他医療チーム（医師会・日赤等）との調整

※ SCU（ステージングケアユニット＝臨時医療施設）

広域医療搬送の拠点として設置され、患者の症状を安定化するとともに、搬送時のトリアージを実施するための臨時的な医療施設。

(3) 病院支援での活動

- ① DMA Tは、出動先に到着したときは、次の報告を行う。

ア) 応援病院の病院長に所属病院名及び隊員数を報告

イ) 所属病院に出動先への到着及び出動先の状況を報告

- ② DMA Tは、応援病院の病院長の指示に基づき、医療活動を行う。

(4) 災害現場での活動

- ① DMA Tは、出動先に到着したときは、次の報告を行う。

ア) 現地指揮本部（消防、警察等）に所属病院名及び隊員数を報告

イ) 統括DMA T登録者に所属病院名及び隊員数を報告

ウ) 所属病院に出動先への到着及び出動先の状況を報告

- ② DMA Tは、DMA T現場活動指揮所又は統括DMA T登録者の指示に基づき、医療支援活動を行う。

- ③ 当該災害現場での活動がDMA T現場活動指揮所から離れている場所で行う場合には、現地指揮本部（消防、警察等）の指揮下で活動することを基本とする。

なお、現場最前線での医療活動の実施は、次の要件を備えていること。

<医療救護活動上の要件>

- ① 医療救護活動エリアにおけるトリアージ、応急処置、搬送の需要が充足されていること。

- ② 負傷者が次の状態であること。

i クラッシュ症候群が疑われる。

ii 救出に時間を要すると見込まれ、意識レベルの低下が著しい。

<安全上の要件>

- ① 現地指揮本部からの要請であること。

- ② 現場の安全が確保されていること。

- ③ 適切な装備をしていること。

- ④ 救出・救助を行う機関の隊員の誘導があること。

#### (5) 撤収

DMA T活動の終了、撤収については、原則として、当該DMA TチームリーダーがDMA T指揮所等の状況を県に報告し、協議の上決定する。

#### (6) その他の事項

DMA T隊員が負傷したときは、次によること。

- ① 現地指揮本部、統括DMA T登録者、所属病院への連絡。
- ② 原則として当該DMA Tは活動を中止。
- ③ 隊員への処置を最優先。

### 4 その他

各DMA Tは出動時から活動終了時にかけて、必要に応じ「奈良県広域災害救急医療情報システム」及び「広域災害救急医療情報システム（EMIS）」への入力を行う。

入力については状況に応じ、地域医療連携課及び統括DMA T登録者が代行して行うことができる。

## III 県内局所集団災害時における初期対応

奈良県内で局所集団災害（交通災害や爆発、崩壊など限られた範囲で発生した災害をいう。）が発生した場合には、初動期の迅速な対応が求められることから、出動に関し以下のとおり特例を設ける。

なお、県内局所集団災害時には、DMA Tの出動に要する時間を極力短縮するよう努めるとともに、基本的に各種通信（電話、FAX、メール等）機能や医療機関における診療機能が十分に活用できることから、こうした機能を活用し情報を共有しながら医療救護活動を行う。

### 1 県内局所集団災害の特徴

県内局所集団災害は、限られた範囲で発生した災害であり、次の点で広域災害との相違がある。

- ① 災害現場以外に被害はない。
- ② 広域災害時のように一定の情報収集を経て派遣すべき地域等を選定する必要がない分、DMA Tの出動依頼に直ちに応えられる。
- ③ 災害現場からの情報提供がないとDMA T出動の要否判断が難しい場合がある。

### 2 DMA Tの出動基準

県内局所集団災害時のDMA Tの出動基準は以下のとおりとなる。

- ① 5名以上の重傷・中等症の傷病者が発生すると見込まれる場合。
- ② ①に定めるもののほか、被災者の救出に時間要する等DMA Tが対応することで効果があると認められる場合。

### 3 消防機関等からの出動要請に基づく出動の特例

災害現場に出動した消防機関等からのDMA T出動要請等の方法については、以下のとおりとする。

また、消防機関等は、DMA Tの活動が円滑になるよう必要な支援を行うものとする。

#### 平日昼間

- 消防機関等は、出動基準に該当する場合は「奈良県広域災害救急医療情報システム」にエリア災害登録を行い、電話で地域医療連携課長に出動要請を依頼のうえ、県防災統括室に連絡する。
- 消防機関等は、奈良DMA T出動要請（依頼）書（マニュアル様式3）に必要事項を記載のうえ、地域医療連携課にFAX送信する。
- 地域医療連携課は、消防機関等からの依頼を受け、指定病院へ出動を要請する（必要に応じ、災害医療コーディネーターと調整を行う）。
- 地域医療連携課は、指定病院へ奈良DMA T出動要請書（マニュアル様式1）をFAX送信する。
- 指定病院は、地域医療連携課から要請があった場合は、出動の可否、出動可能チーム数、出動可能時間及び現地到着可能時間等を速やかに回答するものとする。
- 地域医療連携課は、DMA Tの出動を要請した後、速やかに消防機関等に結果を連絡する。
- 消防機関等及び出動したDMA Tは出動後の状況を地域医療連携課に報告する。
- なお、消防機関等は、地域医療連携課長に連絡する暇がない場合は、災害医療コーディネーターに直接出動を依頼することができる。ただし、依頼後に地域医療連携課に報告するものとする。

#### 手順書2-1のとおり

#### 休日・夜間

- 消防機関等は、出動基準に該当する場合は「奈良県広域災害救急医療情報システム」にエリア災害登録を行い、電話で地域医療連携課（休日夜間担当者）に出動要請を依頼のうえ、県防災統括室に連絡する。
- 消防機関等は奈良DMA T出動要請（依頼）書（マニュアル様式3）に必要事項を記載の上、地域医療連携課にFAX送信する。
- 地域医療連携課（休日夜間担当者）は、消防機関等からの依頼を受け、指定病院へ出動を要請する（必要に応じ、災害医療コーディネーターと調整を行う）。
- 指定病院（チーム）は、地域医療連携課（休日夜間担当者）から要請があった場合は、出動の可否、出動可能チーム数、出動可能時間及び現地到着可能時間等を速やかに回答するものとする。
- 地域医療連携課（休日夜間担当者）は、DMA Tの出動を要請した後、速やかに消防機関等に結果を連絡する。
- 消防機関等及び出動したDMA Tは出動後の状況を地域医療連携課（休日夜間

担当者）に報告する。

- なお、消防機関等は、地域医療連携課長に連絡する暇がない場合は、災害医療コーディネーターに直接出動を依頼することができる。ただし、依頼後に地域医療連携課に報告するものとする。

#### **手順書2－2のとおり**

※ 出動要請及び出動報告にあたっては「II DMA Tの標準的運用体制」に基づき奈良DMA T出動要請書（マニュアル様式1）及び奈良DMA T出動報告書（マニュアル様式2）を可能な限り活用するものとする。

### **4 移動用車両の考え方**

県内局所集団災害時における初期対応の際のDMA Tの移動用車両の確保に関しては、以下のとおりとする。

- ① DMA Tが移動に際して使用する車両は、原則として自院において調達する。
- ② 消防機関は、DMA Tが速やかに災害現場に到着するために消防車両による搬送が効果的と認める場合、奈良県広域相互応援協定等に基づき、可能な限り支援に努める。

### **5 傷病者の発生に備えた出動について**

災害により孤立するおそれがある地域において傷病者の発生が想定される場合等、県は指定病院にDMA Tの出動を要請する。

なお、県は出動を要請するにあたり、災害医療コーディネーターと調整するものとする。

#### **IV SCU設置手順**

II－3（2）①に規定するDMA T・SCU指揮所の設置手順は以下のとおりとする。

- 地域医療連携課は、災害医療コーディネーターと協議し、必要と判断した場合は、DMA T・SCU指揮所の設置を決定する。
- SCUの設置場所は、原則として、資機材コンテナを設置している奈良県営競輪場（北和地域）、橿原運動公園（中南和地域）とする。ただし、地域医療連携課は、県防災担当課等及び災害医療コーディネーターと調整の上、設置場所を決定する。  
(奈良県災害対策本部が設置されている場合は、当該本部が設置場所を決定する。)
- 地域医療連携課は、災害医療コーディネーターと協議してSCUへ派遣するDMA Tチームを決定し、知事が指定病院の長に対してDMA Tの出動を要請する。なお、既にDMA Tが出動している場合はDMA Tチームリーダーに対して、SCUへの派遣を要請する。

- 地域医療連携課は、DMA Tチームリーダーに対してDMA T・S C U指揮所の設置を要請する。（原則として、北和地域のS C Uについては、市立奈良病院、中南和地域のS C Uについては、奈良県立医科大学附属病院を中心に編成する。）
- 併せて、地域医療連携課は、S C U資機材コンテナを設置している施設（奈良県営競輪場、橿原運動公園）の管理者等に対して、DMA T・S C U指揮所を設置する旨連絡する。

連絡先	奈良県営競輪場	0742-45-4481（代表。夜間は守衛対応）
	橿原運動公園	橿原市危機管理課 0744-22-4001（代表。夜間は守衛対応）
		S P A橿原運動公園共同事業体 0744-22-6665（9:00～16:30の間）

- 地域医療連携課は、要請に基づき参集した各DMA Tが行うDMA T・S C U指揮所の起ち上げを支援する。
- 地域医療連携課は、DMA T現場活動指揮所、現地指揮本部、消防機関その他 の関係機関に対して、DMA T・S C U指揮所を設置した旨を通知する。
- S C Uの設置予定箇所は資料6のとおり。
- S C U資機材コンテナに備蓄する資機材は資料6のとおり。その内、対象病院との協定により病院のDMA T等が管理する資機材（資料6のとおり）については、原則として、S C Uの設置要請を受けたDMA Tが持参するものとする。

#### 手順書4のとおり

#### V その他

本マニュアルに記載のないものについては、日本DMA T活動要領等を必要に応じ参考にすることとする。

尚、本マニュアルについては、奈良県災害急性期医療体制等連絡会等において、必要に応じて見直しを検討するものとする。

#### VI 奈良DMA T出動フロー図

II, III, IVで記載している内容のフロー図は、以下のとおりとなる。

フロー図1 県内大規模災害発生時

フロー図2-1 県内局所集団災害発生時（平日昼間）

フロー図2-2 県内局所集団災害発生時（休日夜間）

フロー図3 県外大規模災害発生時

フロー図4 S C U設置

**VII DMAT自動待機基準（参考）**

- ・近畿ブロック、近畿ブロックに隣接するブロック及び奈良県に隣接する都道府県は次のとおりとする。

**DMAT自動待機基準(奈良県)**

		震度5強	震度6弱	特別警報	震度6強	震度7	大津波警報
北海道 ブロック	北海道					○	○
東北 ブロック	青森県					○	○
	岩手県					○	○
	宮城県					○	○
	秋田県					○	○
	山形県					○	○
	福島県					○	○
	新潟県					○	○
関東 ブロック	茨城県					○	○
	栃木県					○	○
	群馬県					○	○
	埼玉県					○	○
	千葉県					○	○
	東京都					○	○
	神奈川県					○	○
中部 ブロック	富山県				○	○	○
	石川県				○	○	○
	福井県				○	○	○
	山梨県				○	○	○
	長野県				○	○	○
	岐阜県				○	○	○
	静岡県				○	○	○
近畿 ブロック	愛知県				○	○	○
	三重県	○	○	○	○	○	○
	滋賀県	○	○	○	○	○	○
	京都府	○	○	○	○	○	○
	大阪府	○	○	○	○	○	○
	兵庫県	○	○	○	○	○	○
中国 ブロック	奈良県	○	○	○	○	○	○
	和歌山县		○	○	○	○	○
	鳥取県				○	○	○
	島根県				○	○	○
	岡山県				○	○	○
四国 ブロック	広島県				○	○	○
	山口県				○	○	○
	香川県				○	○	○
	愛媛県				○	○	○
九州・沖縄 ブロック	徳島県				○	○	○
	高知県				○	○	○
	福岡県					○	○
	佐賀県					○	○
	大分県					○	○
	長崎県					○	○
	熊本県					○	○
	宮崎県					○	○
	鹿児島県					○	○
	沖縄県					○	○